

入札参加資格の変更の届出事項と添付書類

1 建設工事

変更事項	添付書類	
建設業許可（許可換え新規に限る） <small>※許可換え新規とは大臣許可・知事許可、知事許可→他の知事許可をいう。</small>	・許可換え後の建設業許可通知書の写し	
商号又は名称	・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商号登記簿本（抄本）の写し ・委任状（営業所に委任している場合）	
住所	・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商号登記簿本（抄本）の写し	
電話番号		
役員等※	代表者氏名	・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し ・委任状（営業所に委任している場合）
	受任者名（営業所長名）	・建設業許可に係る変更届出書の写し又は建設業法施行令第3条の規定する使用人の一覧表の写し等 ・委任状
契約締結営業所	・契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届 ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は建設業許可申請書の別紙二の写し ・委任状	
入札参加資格の辞退	なし	
廃業	・建設業許可に係る廃業届の写し	

2 コンサルタント

変更事項	添付書類	
商号又は名称	・商業登記簿謄本（抄本）の写し又は各登録規程に基づく変更届の写し（登録している場合） ・委任状（営業所に委任している場合）	
住所	・商業登記簿謄本（抄本）の写し又は各登録規程に基づく変更届の写し（登録している場合）	
電話番号		
役員等※	代表者氏名	・商業登記簿謄本（抄本）の写し又は各登録規程に基づく変更届の写し（登録している場合）
	受任者名（営業所長名）	・商業登記簿謄本（抄本）の写し又は各登録規程に基づく変更届の写し（登録している場合） ・委任状
登録の更新・抹消	・各登録通知書の写し又は各登録証明書等の写し	
契約締結営業所	・契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届 ・委任状	
入札参加資格の辞退	なし	
廃業		

- ・企業合併や分割等に伴い、許可番号が変更になった場合は、再審査の手続きが必要となります。
- ・技術者数については、変更届の提出は不要です。

3 提出先・問い合わせ先

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場 政策推進課 財産管理係 宛

TEL 0997-43-5900（内線228）

FAX 0997-43-5905

Mail zaisan@towm.yakushima.kagoshima.jp